

## 民事訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因について

### (審理が長期化する傾向のある事件のタイプについて)

審理期間の長期化要因に関するヒアリング調査の結果などを基に、以下、民事訴訟の審理が長期化する傾向のある事件のタイプとして、6つの類型を採り上げ、それぞれについて、審理期間の長期化に影響を及ぼす事情を挙げる。

#### 1 相続関係訴訟

遺留分減殺請求訴訟、遺産確認請求訴訟、遺言無効確認請求訴訟、相続人間の不当利得返還請求又は損害賠償請求訴訟など。

- ・ 争点整理の対象となる事実が多数

例えば、遺留分減殺請求訴訟において、遺産の範囲と財産評価、生前贈与の有無、特別受益の範囲と評価など、争点が多岐にわたり、また、対象となる財産の数が多数に上るなど、争点に係る事実関係が多数であると、それぞれの争点ないし事実関係について主張と反論が繰り返され、主張整理に時間がかかる。

また、金銭の流れその他の事実関係について、当事者の資料収集に時間がかかることも少なくない。

- ・ 当事者多数

相続関係訴訟では、当事者が多数に上り、当事者間の利害関係が複雑に対立することが往々にしてある。当事者ごとに審理の対象となる個別事情が異なると、主張及び立証の対象となる事実が多数になり、争点整理に時間がかかるし、取調べが必要な人証数も多数となり、人証調べ期間が長くなる。

また、当事者が多数である場合には、和解に関する調整が困難となる場合や、期日指定に関する調整が困難となる場合も少なくない。

- ・ 証拠の不足、収集困難

親族間の取引であるため契約書などの客観的な証拠が欠けている、被相続人その他事情をよく知る中心人物が死亡している、かなり昔の事柄であり関係者の記憶が薄れているなどの事情から、双方の主張が間接的な証拠に基づく推測的なものとなり、変遷したりもするため、これらをかみ合わせて争点を整理するのに時間がかかる。

相続人の1人が被相続人の面倒を見ていた事案などでは、その相続人の側に証拠が偏在している場合があり、証拠収集に関するやりとりに時間を費やすことがある。

預貯金、有価証券等の財産の状況に関し、多数の文書送付嘱託や調査嘱託が申し立

てられることがある。当事者は、嘱託に係る送付文書や回答の内容に基づいて主張内容を特定するため、送付文書や回答が到着するまでの期間が長いと、その分争点整理期間が長くなるし、嘱託を拒否されたりすると、客観的証拠に基づく争点整理が困難となる。

- ・ 感情的対立

当事者間の感情的な対立が激しいと、主張の応酬が必要以上に多岐にわたったり、互いに相手方への非難になったりして、合理的な争点整理をし審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがある。

- ・ 関連事件待ち

関連事件の係属する裁判所において全体的な解決を図る和解協議が進行している場合などには、その進行を待つため、審理が中断することがある。

- ・ 裁判についての考え方

当事者が、裁判に対し、紛争解決や経済的利益よりも、被相続人や相続人の行為等に関する理非曲直を明らかにすること等を期待している場合には、紛争の早期解決にはこだわらず、審理が長期化することがある。

- ・ 和解についての考え方

相続を巡る親族間の紛争においては、多少時間がかかっても、当事者が話し合いによる解決を望み、裁判所も和解による解決を望ましいと考える場合がある。そのような場合には、和解のための期間が長引くことがある。

## 2 境界確定訴訟

土地境界確定訴訟，土地所有権確認請求訴訟。

- ・ 客観的証拠の不足

公図，測量図等の客観的資料が不備である場合には、境界を推認させる間接的な事実の積み重ねにより判断をすることとなるが、かなり昔の事情やあいまいな事実関係について細かな主張・立証が繰り返され、争点を整理するのに時間がかかる。

- ・ 共通図面の作成が困難

境界確定訴訟における主張整理をするには、共通図面（係争地の状況を正確に反映した1枚の図面に当事者双方の主張する各境界線を記入したもの）を作成することが不可欠であるが、当事者がそのような図面を作成するのに時間がかかることが多い。

- ・ 感情的対立

隣接地間の紛争が長期に及び、当事者の感情的対立が深刻化している場合には、

争点とは直接関係のない又は関係の乏しい主張がされるなど、合理的な争点整理をし審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがある。

- ・ 裁判についての考え方

当事者が、裁判に対し、紛争解決や経済的利益よりも、近隣紛争に関する理非曲直を明らかにすること等を期待している場合には、紛争の早期解決にはこだわらず、審理期間が長期化することがある。

- ・ 和解についての考え方

境界紛争のような近隣者間の紛争においては、多少時間がかかっても、当事者が話し合いによる解決を望み、裁判所も和解による解決を望ましいと考える場合がある。そのような場合には、和解のための期間が長引くことがある。

### 3 多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟

先物取引その他の金融取引に関する損害賠償請求訴訟、横領を理由とする損害賠償請求訴訟など。

- ・ 争点整理の対象となる事実が多数

長期間にわたり多数回行われた先物取引等を巡る損害賠償請求事件や、長期間にわたり会社の金銭を横領したことを理由とする損害賠償請求事件では、帳簿その他多数の証拠を分析した上で、個々の取引や預金引出し行為等の時期、内容等を特定し、それが違法であることを基礎付ける事実関係を主張・立証する必要がある。そのため、まず、それを主張する当事者において、その準備に多くの時間を要し、相手方からの反論も、逐一証拠を踏まえたものとなるため、同様に時間を要する。さらに、その後これらを踏まえて裁判所が争点を整理することになるので、時間を要する。

また、長期間にわたる先物取引等を巡り、勧誘行為の違法性が争われているケースにおいて、当該勧誘行為に関わった担当者等が多数に上る場合には、取調べが必要な人証数が多数となり、人証調べ期間が長くなる。

- ・ 客観的証拠の不足

帳簿や領収書等といった、個々の取引や金銭の出入り又は使途を裏付ける客観的な資料が提出されない場合には、当事者や関係人の供述（記憶）に基づいてそれを主張・立証せざるを得ず、当事者の準備や争点整理、証拠調べに多くの時間を要する。なお、会社の経理状況を示す帳簿が正確に作成されていないことがあり、その場合も同様である。

また、先物取引等に関する違法性の立証についても、客観的な証拠に乏しく、原告及

び担当者の供述が唯一の直接証拠になり、その信用性の判断につき間接事実との突き合わせが必要となることが多く、審理に時間がかかる。

- ・ 専門性

先物取引やデリバティブ等の金融取引について、当事者・代理人、裁判所に専門的知識が不足すると、争点整理の道筋を付けるのに難渋し、審理が長期化することがある。

#### 4 医事関係訴訟

医療事故に関する損害賠償請求訴訟。

- ・ 専門的知見を要する

医療に関する専門的知見を要するが、通常そのような専門的知見を有していない当事者・代理人、裁判所にとっては、紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難であり、争点整理期間が長くなる。

とりわけ原告は、もともと医療に関する専門的知見を有しておらず、主張・立証の準備に当たり専門家の力を借りる必要性が高いが、協力してもらえる専門家を探し出すまでに時間がかかるし、探し出した後も専門家との打ち合わせ等に時間がかかる。そして、原告が訴え提起前に専門家の意見を聞いていないような場合には、主張が変遷するなどし、争点整理に時間がかかることが多い。このような状況は、専門の弁護士が原告に付いているか否かによっても変わってくる。

- ・ 鑑定について

鑑定が必要な事件において、当該専門分野に通暁し、かつ、利害関係のない鑑定人候補者が見つからなかったり、見つかったもなかなか引き受けてもらえず、鑑定人を選任するまでに時間がかかることがある。

また、鑑定人選任後、鑑定人の多忙等により、鑑定書が提出されるまでに時間がかかることがある。

さらに、鑑定書提出後、鑑定結果が自己に不利益であった当事者が、専門家に相談するなどして、鑑定書に対する反論・反証を準備するのに時間がかかることがある。

#### 5 建築関係訴訟

建築請負契約に基づく代金支払請求訴訟、建築に関する瑕疵を理由とする損害賠償請求訴訟。

- ・ 専門的知見を要する

建築に関する専門的知見を要するが、通常そのような専門的知見を有していない当事者・代理人，裁判所にとっては，紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難であり，争点整理期間が長くなる。

- ・ 争点整理の対象となる事実が多数

建築請負契約に基づく代金支払請求訴訟で建物の瑕疵が主張される事件や，建築に関する瑕疵を理由とする損害賠償請求訴訟事件では，瑕疵があると主張される箇所や事象が多数に及ぶことがしばしばであり，その箇所等の確定，瑕疵といえるかどうか，瑕疵とした場合の損害額などの各争点について，一つ一つ証拠に照らし合わせながら整理する必要があり，時間がかかる。

- ・ 証拠の不足

建物建築請負においては，契約書が作成されていないことが多く，また，仮に契約書が存在した場合でも，その記載が簡略すぎたり，必要な取決めを欠いていたり，さらには施工に要する図面等の書類が存在しないという場合も少なくない。

また，途中で追加変更工事がされることもしばしばあるが，それについての合意が書類に反映されていないことが多い。

このように客観的な証拠が不足していることにより，争点整理や証拠調べに時間がかかる。

- ・ 鑑定について

前記4・と同様，鑑定が必要な事件において，裁判所が適切な鑑定人を選任するまでに時間がかかったり，鑑定人から鑑定書が提出されるまでに時間がかかったり，鑑定書提出後の当事者による反論準備に時間がかかることがある。

- ・ 感情的対立等

建築主が一般市民である場合，注文した建物は，高額であるばかりでなく，生活の拠点でもあることから，いったんその不具合について問題になると，感情的対立が激しくなったり，また，補修の要否・方法や損害の填補についてのいわゆる相場観が必ずしも確立していないため，当事者双方の見解がかけ離れたものとなることもある。そのため，合理的な争点整理をし審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがあり，審理期間が長引くことがある。

## 6 その他専門的知見を要する訴訟

コンピュータ・ソフトウェアの開発請負契約に基づく代金支払請求訴訟，複雑な機械に関する瑕疵を理由とする損害賠償請求訴訟，製造物責任訴訟，交通事故に基づく損害賠償

請求訴訟のうち後遺障害に関するものや工学鑑定を要するものなど。

- ・ 専門的知見を要する

コンピュータ・ソフトウェアや機械、製造物、医学、工学などに関する専門的知見を要するが、通常そのような専門的知見を有していない当事者・代理人、裁判所にとっては、紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難である。

交通事故に基づく損害賠償請求訴訟で、後遺障害の内容・程度、事故と後遺障害の因果関係などが争われるケースについては、医事関係訴訟と共通の問題がある。

また、上記に掲げた訴訟類型のうち、交通事故関係以外の分野では、専門の弁護士が比較的少ないため、主張の出し方や整理の仕方なども含めて、手探りで審理を進めていかなければならないことが多く、争点整理に時間がかかる。

- ・ 鑑定について

鑑定人選任システムが十分に整備されていないため、鑑定が必要な事件において、裁判所が適切な鑑定人を選任するまでに時間がかかることが多い。また、前記4・と同様、鑑定人から鑑定書が提出されるまでに時間がかかったり、鑑定書提出後の当事者による反論準備に時間がかかることもある。

- ・ 判断基準の把握困難

コンピュータ・ソフトウェアの開発請負のケースや複雑な機械の瑕疵に関するケースなどでは、先例の集積が多くないため、判断の拠り所となる基準が固まっておらず、契約内容等から導かれる品質のレベル等を個別的に判断した上で瑕疵の有無等を判断せざるを得ない。そのため、審理の枠組みがなかなか定まらず、争点整理に時間がかかることが多い。

- ・ 争点整理の対象となる事実が多数

コンピュータ・ソフトウェアの開発請負のケースでは、瑕疵の主張が多岐にわたる場合があり、その場合、争点整理等に時間がかかる。

- ・ 症状固定待ち

交通事故に基づく損害賠償請求訴訟で後遺障害に関するものについては、原告の症状固定を待つために、審理が中断することがある。

## 行政事件訴訟等の審理期間に影響を及ぼす要因について

### (行政事件訴訟と労働関係訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因)

行政事件訴訟と労働関係訴訟は、一般の民事訴訟と比較すると、審理が長期化しがちな事件類型であると言われている。これらの事件について、以下、審理を長期化させる要因になると推測されるものを挙げる。

#### 1 行政事件訴訟について

- ・ 専門性、論理性が高い

行政事件訴訟は、訴訟要件の具備や行政法規の解釈適用が争点となることが多く、一般的には、専門性、論理性が高い事件類型であるといえる。争点に関連する行政法規が複雑であることから、これらを調査したり検討したりするためには、一定程度の時間を要する。上記の専門性や論理性への当事者の対応が十分でない場合には、訴訟準備や争点整理を円滑に行うことが困難となり、審理期間の長期化につながる。

- ・ 争点多数

行政事件訴訟では、訴訟要件に関しては原告適格(行政処分 of 取消しを求めて訴えを提起することができる資格)、訴えの利益(行政処分を現実に取り消す必要性)、処分性(「行政庁の処分その他公権力の行使」(行政事件訴訟法3条2項)該当性)等が、実体判断に関しては個別の行政実体法規の解釈適用等が問題となり、一般的には争点が多数となることが多い。これらの事項は、個別の法規の解釈により、直ちに一義的かつ明確に定まるものではなく、その判断に当たり、幅広い観点から諸般の事情を考慮することが求められることがある。

また、住民訴訟(例えば、地方公共団体の住民が、市長がした公金支出が違法である等として、執行機関である市長を被告として、市長個人に対して損害賠償の請求をするよう求める訴訟等)や公用負担等関係訴訟(土地収用法に基づく事業認可の取消しを求める訴訟等)においては、当事者は、政策判断の当否を争うべく、様々な観点からの主張立証をすることがある。

- ・ 原告多数

いわゆる現代型訴訟においては、行政庁の違法な処分により権利利益を侵害されたと主張する多数の者が、その権利利益の救済を求めて訴訟を提起する場合が多い。例えば、原子炉設置処分の取消しを多数の周辺住民が求める訴訟等の集団訴訟では、原告らに共通する争点(原子炉設置処分の適法性等)のみならず、各原告の個別事情(原告適格等)が

争点となって、審理に長期間を要することにつながることが多い。

- ・ 当事者の準備

行政事件訴訟は、専門性、論理性が高い訴訟類型であることから、当事者が、必要な調査、検討に時間を要するとして、準備書面を作成するための期間を長く希望し、期日間隔が長期化する傾向がある。

また、訴状の記載が、行政法規の規定に照らして不十分である場合も少なくなく、これを補正させるために一定の時間を要することがある。

- ・ 資料の偏在

行政処分の原因となる事実やその他処分の理由を明らかにする資料は、その性質上、行政庁側に偏在しており、行政庁が、適時にそうした資料を開示しない場合には、争点整理を円滑に行うことが困難となり、立証にも時間を要することになって、審理期間の長期化につながることもある。

- ・ 当事者の意識

例えば、住民訴訟においては、原告は、当該地方公共団体の政策の是非を問うことを目的とするとも少なくなく、迅速な審理を求めるよりも、政策の是非に関する主張立証を網羅的に行おうとする傾向がある。

## 2 労働関係訴訟について

- ・ 争点多数

労働関係訴訟では、規範的要件該当性の有無（例えば、解雇の効力を争う事案であれば、解雇権濫用の有無）が争点となることがあり、そうした事件においては、当該規範を根拠づける事実及びこれを障害する事実として、長期間にわたる多数の事実が主張されることが少なくない。こうした多数の事実については、一般的には、客観的証拠が存在することが少ないため、主張された事実の多くが争点となる上、立証が困難であることが多い。

- ・ 原告多数

使用者と多数の労働者との間の労働関係においては、使用者が統一的かつ一律に労働契約の内容を変更し又はこれを終了させる場合がある（例えば、就業規則の不利益変更や整理解雇の事案）。こうした場合には、利害を共通にする複数の原告から訴訟が提起され、複雑な訴訟形態になることも少なくなく、原告らに共通する事実と各原告ごとの個別事情の双方が争点となって、審理に長期間を要することにつながるが多い。

- ・ 資料の偏在

雇用契約に関する記録や賃金に関する記録などの基本的な書証は、使用者側に偏在しており、使用者が適時にこれを提出しない場合には、争点整理を円滑に行うことが困難とな



り、立証にも時間を要することとなって、審理期間の長期化につながることもある。

- ・ 当事者間の対立が強い

例えば、不当労働行為の成否が争点となる事件では、当事者間の対立が強いため、主張の応酬が必要以上に多岐に渡るなどして、円滑な訴訟進行が図れない場合がある。

#### (知的財産権訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因)

知的財産権訴訟は、かつては、審理期間が長期化する訴訟類型と言われていたが、近時は審理期間が大幅に短縮されている。以下は、従来審理を長期化させる要因として指摘されていた事項のうち、現在でもなお審理を長期化する方向に働く事情として推測されるものを挙げる。

- ・ 技術に関する専門的知見を要する

知的財産権訴訟、とりわけ、特許権侵害訴訟では、専門技術的な事項が問題となることが多いところ、当該事案で問題となっている専門的技術に関する当事者の対応が十分でない場合等には、訴訟準備や争点整理を円滑に行えず、審理期間の長期化につながる。

- ・ 争点多数

例えば、特許権侵害訴訟では、まず、特許権侵害の成否につき、①被告の製品等が問題となっている特許権の技術的範囲に含まれるかどうか、②当該特許が無効であるかどうかといった点が争われることが多いが、①については、被告の製品等の特定や特許請求の範囲の解釈の在り方が問題とされ、②については、発明の新規性の有無(当該発明が、既存の技術ではなく新しい知見であるかどうか)、進歩性の有無(その発明の属する技術分野の通常の知識を有する技術者が容易に考えつくことができない発明であるかどうか)など特許の無効原因の有無が問題とされ、さらに、損害を立証する段階では、被告の製品等の販売個数や利益率などの細かい数値が問題となることが多い。このように、特許権侵害訴訟においては、問題となる争点が多岐にわたる上、各争点が評価的ないし規範的な要素を多く含むため、当事者の主張立証が困難である場合が少なくなく、そのことが審理期間の長期化につながることもある。

- ・ 当事者の準備

知的財産権訴訟では、その帰すうが企業活動に甚大な影響を与えるおそれが大きいため、当事者から、内部的意思決定に時間を要するなどとして、長めの準備期間が欲しいとする要望が出されることもある。

- ・ 資料の偏在

被告の製品の販売個数や、被告の利益率が問題となる場合、そうした資料は被告に偏在している。したがって、被告が自己の保有する資料の開示に協力的でない場合には、原告

からその提出を求めて文書提出命令が申し立てられることがあり、その判断のために審理期間が長期化することがある。

- ・ 特許庁の待機待ち

特許権侵害訴訟と並行して特許庁における特許無効審判手続や訂正審判手続が行われている場合、その帰すうを見極めるため、訴訟手続を中止する場合があります。